

Ⅱ.「介護保険制度の持続可能性の確保」に関して、現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直しについては、世代間の公平・負担能力に応じた負担の観点から、年金収入等が340万円以上の利用者の自己負担を2割から3割とするものであり、平成30年8月から施行することとなっている。

介護納付金における総報酬割りの導入については、介護保険財政の安定のため、各医療保険者が負担している介護納付金に関して、これまでの「加入者数」に応じたものから、「報酬額」に比例した負担とし、各医療保険者間の負担の公平を図りながら、介護給付費の財源を確保するものである。大企業の社員や公務員など支払い能力のある集団に、より多く納めてもらう仕組みであり、平成29年8月から平成32年度にかけて段階的に施行される予定となっている。

### <終わりに>

介護保険制度の創設時からの流れは、既報（平成27年8月1日 北海道医報 第1163号）のとおりである。介護保険制度の創設は1997年であるが、その後2005年、2008年、2011年、2014年、2017年と介護保険法が改定されている。更に介護保険創設後、3年ごとに介護報酬改定が行われ、2年ごとの診療報

酬と合わせ、6年ごとに医療・介護同時改定が行われている。来年度はその同時改定が予定されている。

2006年（平成18年）には、最初の同時改定が行われた。制度の持続可能性を高め、限られた財源を有効活用するための見直しが行われ、全体で▲2.4%（在宅分▲1%、施設分▲4%）のマイナス改定という厳しいものであった。

2012年（平成24年）に2度目の同時改定が行われた。前年の平成23年6月に成立した「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の施行に伴う新たな介護サービス等への対応、診療報酬との同時改定に伴う医療と介護の機能分化・連携の強化などへの対応が求められた。また「社会保障・税一体改革成案」の確実な実施に向けた最初の第一歩であり、「2025年（平成37年）のあるべき医療・介護の姿」を念頭に、全体で1.2%（在宅分1.0%、施設分0.2%）のプラス改定となった。

2018年（平成30年）の次回同時改定の内容についての情報は、現在のところ少ない。しかし本年6月の一部改正を充分理解しておく必要がある。本年の法改正を踏まえて、来年度の介護報酬が検討され、それと整合性を取る形で、診療報酬改定も決定するからである。

# 「医師資格証」を持ちましょう

診療情報提供書等へのHPKI電子署名に対応しています



### <問い合わせ先>

北海道医師会 事業第一課

TEL 011-231-7661

<http://www.hokkaido.med.or.jp/doctor/credential.html>

日本医師会電子認証センター

<http://www.jmaca.med.or.jp/>

『医師資格証』はHPKI(保健医療福祉分野公開鍵基盤)の枠組みを使った日本医師会認証局が発行する医師資格を証明するカードです